

2013年2月6日

独立行政法人日本貿易保険御中

日本機械輸出組合  
貿易保険委員会  
委員長 菊川 哲哉

### 信用不安発生後の船積について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より当組合業務に関しまして、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、1月16日の当組合貿易保険委員会において貴法人よりご説明頂きました「信用不安発生後の船積について」の件につきまして、貴法人のご判断の「基本的な方針」を整理することになった背景及び趣旨は、被保険者であるユーザーとしても異論の無いことで、貴法人の運用がより公平且つ透明性の高いものになると考えられるため、評価させて頂いております。

一方、ご説明して頂きました運用内容に関しましては、

- 1) 信用不安発生後の船積可否の判断
  - 2) 信用不安発生後に船積可能と判断されず船積延長せざるを得ない場合の対応
- の二点のうち、1)はユーザーの考えにも沿っており特段の意見はございませんが、2)につきましては、実際の運用について不明確な部分もありました。

ユーザーとしましては、原則として貿易保険が輸出契約に対する保険であるという従来からの考えに基づき、決済条件変更や仕向国変更など、保険契約締結時とリスクが変わる内容変更の場合を除いて、被保険者の義務違反が無いのであれば、内容変更は承認されるべきと考えております。しかしながら、貴法人がご説明の中で、船積延長せざるを得ない場合の内容変更承認の要件として、「延長期間内に当該バイヤーが破産等のてん補事由に至る虞が無いことについて、信頼性のある説明が必要」とされている点は、被保険者が適切な対応をしているにも関わらず保険が失効する可能性があるため、船積前の保険が機能しないものになると危惧しております。

また、ご説明にございました「延長期間の根拠を示すエビデンス」についても、実際のご対応において、貴法人とユーザーの間で考えが合わないケースがあると懸念しております。

つきましては、過去の経緯や他の重大な内容変更等の手続きに関する考え方などを含め、意見交換の場を設定して頂き、実態に合った運用を実現して頂くことを要望いたしますので、ご検討賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具